Identification of Geoscientific Evidences in the Nuclear Disaster Trials: Verification by Science and Technology Sociology

*Mamoru Hayashi¹

1. University of TOYAMA

Identification of Geoscientific Evidences in the Nuclear Disaster Trials: A Sociological Study of Science and Technology

This paper examines how geoscientific evidences are examined in the civil trial on nuclear power plant compensation and the criminal trial of TEPCO management.

In the judgment in the TEPCO criminal trial (Tokyo District Court, September 19, 2019), it was found that the management was aware of the possibility of tsunami (foresight). However, the Tokyo District Court found the executives not guilty because the headquarters' long-term evaluation was too weak to be reliable.

Then, is the reliability of the decision made by the management and the district court that dismissed the possibility of a tsunami earthquake off the coast of Fukushima Prefecture high? The scientific verification can be carried out, if the size of the probability is examined.

What is the meaning of the "reliability" given to the long-term evaluation by the Earthquake Headquarters from the viewpoint of science, technology and sociology?

Keywords: Earthquake Headquarters, the "reliability" given to the long-term evaluation, probability

津波予見に「一定の科学的根拠」を認めた刑事裁判判決が「予見可能性認めず」と語られてよいのか

第9 結語 2019年9月19日東電刑事裁判判決要旨から 本件事故の結果は誠に重大で取り返しのつかないものであることはいうまでもな い。そして、自然現象を相手にする以上、正確な予知、予測などできないことも、 また明らかである。このことから、自然現象に起因する重大事故の可能性が一応の 科学的根拠をもって示された以上、何よりも安全性確保を最優先し、事故発生の可 能性がゼロないし限りなくゼロに近くなるように、必要な結果回避措置を直ちに講 じるということも,社会の選択肢として考えられないわけではない。しかしながら, これまで検討してきたように、少なくとも本件地震発生前までの時点においては、 替否はあり得たにせよ、当時の社会通念の反映であるはずの法令上の規制やそれを 受けた国の指針、審査基準等の在り方は、上記のような絶対的安全性の確保までを 前提としてはいなかったとみざるを得ない。確かに、被告人ら3名は、本件事故発 生当時、東京電力の取締役等という責任を伴う立場にあったが、そのような立場に あったからといって、発生した事故について、上記のような法令上の規制等の枠組 みを超えて、結果回避義務を課すに相応しい予見可能性の有無に関わらず、当然に 刑事責任を負うということにはならない。

以上の次第で、被告人らにおいて、本件公訴事実に係る業務上過失致死傷罪の成 立に必要な予見可能性があったものと合理的な疑いを超えて認定することはできず、 本件公訴事実については犯罪の証明がないことになるから、被告人らに対し刑事訴 訟法336条によりいずれも無罪の言渡しをする。

以上

公害の歴史は、人々の語りによって受け継がれていく。明治期に起源する富山 イタイイタイ病問題は、足尾銅山鉱毒事件と発生時期は重なるが、教育を受け た多くの人々にとって「高度成長の矛盾」として誤認識されている。水俣病は 因果関係が明らかでなかったために解決が遅れた、といった誤解も根強い。

東電刑事裁判判決では、経営陣が津波可能性を認識(予見)していたものの、 地震本部の長期評価は根拠が弱く信頼できないとして、対策を先送りした経営 判断は有罪にあたらないとした。日本海溝北緯38.1度より南側福島県沖の津 波地震発生可能性を切り捨てた経営陣、地裁判決の判断の信頼性は高いのか? 誤解の連鎖をくり返さないために共有すべき科学的事実を確認しよう。



東京地裁に入る(右から)東京電力の勝俣恒久元 会長、武黒一郎元副社長、武藤栄元副社長=19日

国の地震予測「長期評価」に信頼性はなかった 津波の可能性に関する3人の 認識に、具体的根拠はなかった 事故回避のため、原発を止める義務を課すほどの予見可能性はなかった。

するために、原発を止めるは、原発を止めるは、東京地裁は19日、無罪の判決を言い渡した。永渕の判決を言い渡した。永渕の判決を言い渡した。永渕の判決を言い渡した。永渕の判決を言い渡した。 れた東京電力の勝俣恒久元

(9)。3人とも無罪を主張 し、検察官役の指定弁護士 は禁錮5年を求刑してい た。判決後、指定弁護士 社長(73)と武藤栄元副社長 他の2人は武黒一郎元副

【関連記事2、3、3、6

地 裁 判 決 決 津 一波予見 (III) 山 能 性認 1111 8 ず

北日本新聞(富 山県紙) 2019 年9月20日付

う可能性があるとの試算を そのに怠ったと訴えた。 たのに怠ったと訴えた。 たのに怠ったと訴えた。 「裁判所は国の原子力行政 を村度した」と批判した。 を打度した」と批判した。 を指定弁職士は、国が20 の2年に公表した長期評価 を基に、東電が8年に最大 を基に、東電が8年に最大 人は、10が超の津波があり 告を受けるなどしていた3